

秋田市指名停止措置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市が発注する建設工事、工事に関する業務委託および製造（以下「工事等」という。）の請負の適正な履行を確保するため、市の入札に参加することができる資格を有する業者（入札に参加することができる資格を有する業者を構成員とする共同企業体および事業協同組合（以下「共同企業体等」という。）を含む。以下「有資格業者」という。）又はその役員もしくは使用人等が公共工事もしくは民間の工事に関して工事事故、不良工事、不正行為等を起こし、又は法令に違反し業者として不適当であると認められる場合（下請業者が工事事故等を起こし、又は法令に違反した場合も含む。）の指名停止について必要な事項を定める。

(指名停止措置基準)

第2条 市長は、有資格業者又はその役員もしくは使用人等が別表第1各号又は別表第2各号（以下「別表各号」という。）に掲げる措置要件の一に該当するときは、情状に応じて当該各号に掲げる期間の範囲内において指名を停止するものとする。

2 前項の場合において、当該指名停止に係る有資格業者を現に指名しているときは、指名を取り消すものとする。

(下請負人および共同企業体等に関する指名停止)

第3条 市長は、第2条第1項の規定により指名停止を行う場合において、当該指名停止について責を負うべき有資格業者である下請負人があることが明らかになったときは、当該下請負人について、元請負人の指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め指名停止を併せて行うものとする。

2 市長は、第2条第1項の規定により共同企業体等について指名停止を行うときは、当該共同企業体等の有資格業者である構成員（明らかに当該指名停止について責を負わないと認められる者を除く。）について、当該共同企業体等の指名停止期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を併せて行うものとする。

3 市長は、第2条第1項又は前2項の規定による指名停止に係る有資格業者を構成員に含む共同企業体について、当該指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を行うものとする。

(停止期間の特例)

第4条 市長は、有資格業者が一の事案により別表各号の措置要件の2以上に該当したときは、当該措置要件ごとに規定する期間の短期および長期の最も

長いものをもってそれぞれ指名停止の期間の短期および長期とする。

2 有資格業者が次の各号の一に該当することとなった場合における指名停止の期間の短期は、それぞれ別表各号に定める短期の2倍（当初の指名停止の期間が1カ月に満たないときは、1.5倍）の期間とする。

(1) 別表各号の措置要件に係る指名停止の期間の満了後1カ年を経過するまでの間（指名停止の期間中を含む。）に、それぞれ別表各号の措置要件に該当することとなったとき。

(2) 別表第2第1号から第3号まで又は第4号から第7号までの措置要件に係る指名停止の期間の満了後3カ年を経過するまでの間に、それぞれ同表第1号から第3号まで又は第4号から第7号までの措置要件に該当することとなったとき（前号に掲げる場合を除く。）。

3 市長は、有資格業者について、情状酌量すべき特別の事由があるため、別表各号および前2項の規定による指名停止の期間の短期未満の期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該短期の2分の1まで短縮することができる。

4 市長は、有資格業者について、極めて悪質な事由があるため又は極めて重大な結果を生じさせたため、別表各号および第1項の規定による長期を超える指名停止の期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該長期の2倍まで延長することができる。

ただし、指名停止の期間は2年を超えることができない。

5 市長は、指名停止の期間中の有資格業者について、情状酌量すべき特別の事由又は極めて悪質な事由が明らかになったときは、別表各号および前各項に定める期間の範囲内で指名停止の期間を変更することができる。

6 市長は、指名停止の期間が満了した有資格業者について、情状酌量すべき特別の事由又は極めて悪質な事由が明らかになったときは、当初の指名停止の期間を変更したと想定した場合の期間から、当初の指名停止の期間を控除した期間をもって、新たに指名停止を行うことができるものとする。

（指名停止の解除）

第5条 市長は、指名停止の期間中の有資格業者が、当該指名停止に係る事由につき責を負わないことが明らかになったと認めたときは、当該有資格業者に対する指名停止を解除するものとする。

（独占禁止法違反等の不正行為に対する指名停止の期間の特例）

第6条 市長は、第2条第1項の規定により情状に応じて別表各号に定めるところにより指名停止を行う際に、有資格業者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）違反等の不正行為により、次の各号の一に該当することとなった場合には、

当該不正行為の程度に応じ、指名停止の期間を加重するものとする。

- (1) 談合情報を得た場合、又は談合があると疑うに足りる事実を得た場合で、有資格業者が、当該談合を行っていないとの誓約書を提出したにもかかわらず、当該事案について、別表第2第4号又は第6号に該当したとき。
- (2) 別表第2第4号から第7号までに該当する有資格業者（その役員又は使用人を含む。）について、独占禁止法違反に係る確定判決もしくは確定した排除措置命令もしくは課徴金納付命令又は競売入札妨害（刑法（明治40年法律第45号）第96条の6第1項。以下同じ。）もしくは談合（刑法第96条の6第2項。以下同じ。）に係る確定判決において、当該独占禁止法違反又は競売入札妨害もしくは談合の首謀者であることが明らかになったとき（前号に掲げる場合を除く。）。
- (3) 別表第2第4号又は第5号に該当する有資格業者について、独占禁止法第7条の3各項目（第7条の9第3項および第4項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定のいずれかの適用があったとき（前二号に掲げる場合を除く。）。
- (4) 入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成14年法律第101号）第3条第4項に基づく各省各庁の長等による調査の結果、入札談合等関与行為があり、又はあったことが明らかになったときで、当該関与行為に関し、別表第2第4号又は第5号に該当する有資格業者に悪質な事由があったとき（第1号から前号までの規定に該当することとなった場合を除く。）。
- (5) 市又は他の公共機関の職員が、競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたときで、当該職員の容疑に関し、別表第2第6号又は第7号に該当する有資格業者に悪質な事由があるとき（第1号又は第2号の規定に該当することとなった場合を除く。）。

（報告書の提出）

第7条 工事等を所管する課所長は、その所管する事業等の施工に関し、別表各号の措置要件の一に該当する事由が発生したと認めるときは、工事事故等発生報告書（様式第1号）を契約課長を経由して秋田市工事請負業者選定審議委員会委員長に提出するものとする。現に、指名停止を受けている有資格業者について、第4条第5項の規定により指名停止の期間を変更し、又は、第5条の規定により指名停止を解除すべき事由が発生したと認めるときも同様とする。

（委員会への諮問）

第8条 市長は、第2条第1項もしくは第3条の規定により指名停止を行い、第2条第2項の規定により指名を取消し、第4条第5項の規定により指名停

止の期間を変更し、又は第5条の規定により指名停止を解除しようとするときは、あらかじめ秋田市工事請負業者選定審議委員会の審議を経るものとする。

(指名停止の通知)

第9条 市長は、第2条第1項もしくは第3条の規定により指名停止を行い、第2条第2項の規定により指名を取消し、第4条第5項の規定により指名停止の期間を変更し、又は第5条の規定により指名停止を解除したときは、当該有資格業者に対しその旨を通知書(様式第2～5号)により通知するものとする。ただし、市長が通知する必要があると認める相当な理由があるときは、通知を省略することができる。

2 市長は、前項の規定により指名停止を行った旨を通知する場合は、必要に応じ、当該有資格業者から改善措置の報告を徴することができる。

3 総務部長は、第2条第1項もしくは第3条の規定により指名停止を行い、第4条第5項の規定により指名停止の期間を変更し、又は第5条の規定により指名停止を解除したときは、その旨を関係部長に通知するものとする。

(随意契約の相手方の制限)

第10条 市長は、指名停止の期間中の有資格業者を随意契約の相手方としてはならない。ただし、やむを得ない事由があるときは、この限りでない。

(下請負等の禁止)

第11条 市長は、指名停止の期間中の有資格業者が市の発注に係る工事の一部を下請けし、又は受託することを承認してはならない。

(指名停止に至らない事由に関する措置)

第12条 市長は、指名停止を行わない場合において、必要があると認めるときは、当該有資格業者に対し、書面又は口頭で警告し、又は注意の喚起を行うことができる。

(その他の措置)

第13条 市長は、業者又はその役員もしくは使用人等が別表第3各号に掲げる措置要件の一に該当するときは、情状に応じて当該各号に掲げる期間の範囲内において当該業者の入札に参加することができる資格を停止するものとする。(以下「入札参加資格停止」という。)

2 市長は、入札参加資格停止期間中の有資格業者を当該期間中に実施する入札に参加させないものとする。

3 市長は、有資格業者が別表第3各号の措置要件に係る入札参加資格停止の期間の満了後1カ年を経過するまでの間(入札参加資格停止の期間中を含む。)に、別表第3各号の措置要件に該当することとなった場合における入札参加資格停止の期間は、別表第3各号に定める2倍の期間とするものとする。

る。

4 市長は、入札参加資格停止の期間中の有資格業者について、別件により再度入札参加資格停止を行う場合の始期は、当初の入札参加資格停止期間満了後に再度の入札参加資格停止の始期を設定するものとする。

5 市長は、入札参加資格停止期間中の有資格業者が当該期間中に市の発注に係る工事の一部を下請けし、又は受託することを妨げない。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、指名停止に係る重要な事案については、秋田市工事請負業者選定審議委員会において審議するものとする。

附 則

この要綱は、昭和63年8月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成5年9月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成7年5月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行前にした行為に対する改正後の秋田市指名停止措置要綱第4条第2項、別表第1及び別表第2の規定の適用については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年1月19日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月8日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年8月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年10月17日から施行する。ただし、改正後の規定は平成17年4月1日より適用する。

附 則

この要綱は、平成18年7月14日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年9月4日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年2月14日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月9日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年1月26日から施行する。

別表第1 秋田県内において生じた事故等に基づく措置基準

(第2条、第4条、第7条関係)

措 置 要 件	期 間
<p>(虚偽記載)</p> <p>1 秋田市の発注する工事等（以下「市発注工事等」という。）の請負契約に係る一般競争入札および指名競争入札において、要件付一般競争入札参加申込書、公募型指名競争入札参加申込書、又は特定建設工事共同企業体入札参加資格審査申請書、もしくはその他の入札前の提出資料又は低入札価格調査に係る提出資料に虚偽の記載をし、工事等の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p>	<p>認定した日から 1カ月以上 12カ月以内</p>
<p>(過失による粗雑行為)</p> <p>2 市発注工事等の施工に当たり、過失により工事等を粗雑にしたと認められるとき（引き渡された工事目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）の程度が軽微であると認められるときを除く。）。</p> <p>3 秋田県内における工事等で前号に掲げるもの以外のもの（以下「一般工事等」という。）の施工に当たり、過失により工事等を粗雑にした場合において、契約不適合の程度が重大であると認められるとき。</p>	<p>認定した日から 1カ月以上 6カ月以内</p> <p>認定した日から 1カ月以上 3カ月以内</p>
<p>(契約違反)</p> <p>4 第2号に掲げる場合のほか、市発注工事等の施工に当たり、契約に違反し、工事等の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p>	<p>認定した日から 1カ月以上 4カ月以内</p>
<p>(安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故)</p> <p>5 市発注工事等の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者もしくは負傷者を生じさせ、又は損害（軽微なものを除く。）を与えたと認められるとき。</p> <p>6 一般工事等の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者もしくは負傷者を生</p>	<p>認定した日から 1カ月以上 9カ月以内</p> <p>認定した日から 1カ月以上</p>

<p>じさせ、又は損害を与えた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。</p> <p>(安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故)</p>	4 カ月以内
7 市発注工事等の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者もしくは負傷者を生じさせたと認められるとき。	認定した日から 1 カ月以上 6 カ月以内
8 一般工事等の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者もしくは負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。	認定した日から 1 カ月以上 3 カ月以内

別表第 2 贈賄及び不正行為等に基づく措置基準
(第 2 条、第 4 条、第 7 条関係)

措 置 要 件	期 間
(贈賄)	
1 有資格業者である個人、有資格業者である法人の役員又はその使用人が市の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	逮捕又は公訴を知った日から 12 カ月以上 24 カ月以内
2 有資格業者である個人、有資格業者である法人の役員又はその使用人が秋田県内の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	逮捕又は公訴を知った日から 12 カ月以上 24 カ月以内
3 有資格業者である個人、有資格業者である法人の役員又はその使用人が秋田県外の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	逮捕又は公訴を知った日から 12 カ月以上 24 カ月以内
(独占禁止法違反行為)	
4 市発注工事等に関し、独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 項第 1 号に違反し、工事等の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	認定した日から 12 カ月以上 24 カ月以内
5 業務に関し、独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 項第 1 号に違反し、工事等の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき (前号に掲げる場合を除	認定した日から

く。)	
(1) 秋田県内における違反	12カ月以上 24カ月以内
(2) 秋田県外における違反	12カ月以上 24カ月以内
(競売入札妨害および談合)	
6 市発注工事等に関し、有資格業者である個人、有資格業者の役員又はその使用人が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	逮捕又は公訴を知った日から 12カ月以上 24カ月以内
7 有資格業者である個人、有資格業者の役員又はその使用人が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき（前号に掲げる場合を除く。)	逮捕又は公訴を知った日から
(1) 秋田県内における違反	12カ月以上 24カ月以内
(2) 秋田県外における違反	12カ月以上 24カ月以内
(建設業法違反行為)	
8 市発注工事等に関し、有資格業者である個人、有資格業者の役員又はその使用人が建設業法（昭和24年法律第100号）違反の容疑により逮捕され又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき、もしくは建設業法の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。	逮捕又は公訴を知った日もしくは認定した日から 4カ月以上 12カ月以内
9 有資格業者である個人、有資格業者の役員又はその使用人が建設業法（昭和24年法律第100号）違反の容疑により逮捕され又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき、もしくは建設業法の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき（前号に掲げる場合を除く。)	逮捕又は公訴を知った日もしくは認定した日から
(1) 秋田県内における違反	3カ月以上 9カ月以内
(2) 秋田県外における違反	1カ月以上

	(廃棄物処理法違反)	6 カ月以内
10	市発注工事等に関し、有資格業者である個人、有資格業者の役員又はその使用人が廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）違反の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	逮捕又は公訴を知った日から 6 カ月以上 12カ月以内
11	工事の施工に関し、有資格業者である個人、有資格業者の役員又はその使用人が廃棄物処理法違反の容疑により逮捕され又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき（前号に掲げる場合を除く。）。	逮捕又は公訴を知った日から
	(1) 秋田県内における違反	4 カ月以上 9 カ月以内
	(2) 秋田県外における違反	2 カ月以上 6 カ月以内
	(暴力的不法行為等)	
12	有資格業者である個人、有資格業者である法人の役員又はその使用人が暴力団との関係が認められるときもしくは業務に関し暴力的不法行為等を行ったとき。	認定した日から 6 カ月以上 18カ月以内
	(不正又は不誠実な行為)	
13	別表第1 および前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事等の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。	認定した日から 1 カ月以上 9 カ月以内
14	別表第1 および前各号に掲げる場合のほか、代表役員等が禁錮以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は禁錮以上の刑もしくは刑法の規定による罰金刑を宣告され、工事等の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。	認定した日から 1 カ月以上 9 カ月以内
15	秋田市公契約基本条例（平成25年秋田市条例第12号）第7条第2項第3号の規定に従わないとき、又は同項第4号の規定に違反したとき。	認定した日から 1 カ月以上 9 カ月以内

別表第3 その他の措置基準

(第13条関係)

措 置 要 件	期 間
<p>(入札心得違反)</p> <p>1 市発注工事等の入札行為に当たり、次の各号の一に該当すると認められたとき。</p> <p>(1) 正当な理由なく入札を辞退又は参加しなかった者</p> <p>(2) 入札書等記載項目の脱漏、誤記、又は代表者印、代理人印の未押印等が度重なり、入札行為が不適切である者</p> <p>(3) 入札会場内において、挙動不審な行動や、公衆に著しい迷惑行為を行った者</p> <p>(見積内訳明細書等の未提出又は不備)</p> <p>2 市から、見積内訳明細書等の提出を求められた場合において、その提出がなかったとき、又は提出した書類に不備があったとき。</p> <p>(要綱違反)</p> <p>3 秋田市建設工事下請負の適正化に関する要綱(平成15年8月1日施行)に違反したと認められたとき。</p> <p>(工事成績低採点)</p> <p>4 秋田市工事成績評定要領第6第1項の規定により作成する工事成績評定表において、評定点合計が59点以下であるとき。</p> <p>(指導事項違反)</p> <p>5 入札参加にあたっての指導事項(平成15年7月29日施行)に違反したと認められたとき。</p>	<p>認定した日から 2週間以上 6カ月以内</p>

様式第 1 号

〇〇 第 号
年 月 日

工事請負業者選定審議委員会委員長 様

〇 〇 課 長

工事事故等発生報告書

1 業 者 名

2 所 在 地

3 代 表 者 名

4 該 当 事 項 秋田市指名停止措置要綱第 条

5 内 容

(1) 工 事 名

(2) 工事箇所

(3) 発生時期

(4) 発生場所

(5) 概 要

(被災者)

契 第 号
年 月 日

様

秋田市長 ○ ○ ○ ○

指名停止の決定について（通知）

貴社について次のとおり指名を停止することを決定したので通知します。
今後はかかる事態が生ずることのないよう十分注意してください。

記

1 指名停止期間 自 年 月 日
至 年 月 日

2 理 由

契 第 号
年 月 日

様

秋田市長 ○ ○ ○ ○

指名停止期間の変更について（通知）

さきに 年 月 日付け契第 号をもって貴社について指名を停止することを決定した旨を通知したところではありますが、このたび次のとおり当該指名停止の期間を変更したので通知します。

記

- | | | | | | |
|---|-------------|---|---|---|---|
| 1 | 変更前の指名停止の期間 | 自 | 年 | 月 | 日 |
| | | 至 | 年 | 月 | 日 |
| 2 | 変更後の指名停止の期間 | 自 | 年 | 月 | 日 |
| | | 至 | 年 | 月 | 日 |
| 3 | 変更の理由 | | | | |

契 第 号
年 月 日

様

秋田市長 ○ ○ ○ ○

指名停止の解除について（通知）

さきに 年 月 日付け契第 号をもって貴社について指名を停止することを決定した旨を通知した旨を通知したところではありますが、このたび、当該指名停止を解除することを決定したので通知します。

記

1 解除年月日 年 月 日

契 第 号
年 月 日

様

秋田市長 ○ ○ ○ ○

指名取消について（通知）

貴社に対して 年 月 日付けで指名停止したので、さきに通知した次の工事については、指名を取消します。

記

1 工 事 名

2 指名年月日 年 月 日